

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
大口定期貯金規定 1 ～ 2 （省略） 3. （利息） (1) ～ (2) （省略） (3) <u>第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合および第 4 条第 5 項</u>の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 ①～② （省略） (4) （省略） 4. （貯金の解約、書替継続） (1) <u>この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u> (2) ～ (5) 項番繰下げ 5. （省略） 6. （成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u> (2) ～ (5) （省略） 7 ～ 14 （省略） 15. （規定の変更等） (1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u> (2) <u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> 以 上 <u>（令和 2 年 4 月 1 日現在）</u>	大口定期貯金規定 1 ～ 2 （同左） 3. （利息） (1) ～ (2) （省略） (3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第 4 条第 4 項</u>の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 ①～② （同左） (4) （同左） 4. （貯金の解約、書替継続） <u>（追加）</u> (1) ～ (4) （同左） 5. （同左） 6. （成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>（追加）</u> (2) ～ (5) （同左） 7 ～ 14 （同左） 15. （規定の変更等） (1) <u>（追加）</u>この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u> (2) 前項 <u>（追加）</u>の変更は、<u>（追加）</u>公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。 以 上 <u>（平成 29 年 12 月 29 日現在）</u>